B．学校施設開放に係るお願いと諸注意

１．特にご留意いただきたい事項

学校施設の使用に当たり厳守していただく事項は「C．学校施設使用上の遵守事項」にも記載しておりますが、以下は**特に苦情・相談・意見の多い事項**ですので、各団体におかれましては**十分にご留意いただきますようお願いいたします。**

⑴ 全ての登録団体による学校施設使用の機会確保

新規に学校施設の使用を希望する団体から「**既存の団体が優先され、自分たちが使用できる枠がない**」というご意見が多数寄せられています。学校施設開放の制度上、「新規」と「既存」の区別はありません。**各団体に学校施設使用の機会が確保されるようお願いいたします。**

① 使用申請されたにもかかわらず、実際には使用されなかった事例が多数確認されております（特に毎週同じ曜日と時間で使用申請している場合）。使用申請の際は団体内で十分に日程を調整し、安易に使用申請することのないようにしてください。
② 使用しないことがわかった枠は、すみやかにキャンセルのうえ他団体に譲ってください。
③ 可能な限り「１団体につき１学校」で登録申請をしてください。やむを得ず複数の学校で登録する場合、調整が必要なときは他団体に使用枠を優先して譲ってください（登録を希望する学校に在籍する児童生徒が団体構成員の過半数を占める場合はこの限りではありません）。

⑵ マナーの遵守

多くの学校で、**近隣住民の方から苦情が頻繁に寄せられています。**苦情が繰り返し寄せられますと、当該学校の施設開放を継続できなくなる可能性があります。使用者一人ひとりがマナーを遵守し、**近隣住民の方への配慮を徹底してください。**

・朝や夜に大声で騒がない、音を立てない　・学校敷地内及び周辺で喫煙、飲酒しない
・車の駐停車時はエンジンを切る　・学校周辺で路上駐車しない
・自転車の二人乗りをしない　・校門を開けっぱなしにしない

⑶ ルールの遵守

学校施設開放の**ルールが守られていない**例が多数確認されています。申請・報告内容に**虚偽が発覚した場合は団体登録を取り消します**（事前予告なしに現地調査も行っております）。**必ず守ってください。**

① 朝９時より前、及び夜 21 時以降の活動は厳禁です。
② 照明・空調を使用した時間を正しく報告してください。特に体育館の場合、通常は日中でも照明を使用します。体育館の使用時間と照明使用時間とが違う場合は調査させていただく場合があります。
③ 「市川市運動場等使用団体登録申請書」の名簿に記載のない方を体験会・講習会等と称して参加させることは控えてください。また、市川市在住・在勤・在学でない方を含め、参加者は漏れなく名簿に必ず記載してください。
④ 営利目的での使用は厳禁です。
⑤ その他、「C．学校施設使用上の遵守事項」に記載の事項を必ず守ってください。

２．保険の加入について

・学校施設開放事業での活動は「市民活動ふれあい保険」の対象となります。詳細につきましては、市川市公式Ｗｅｂサイト内「ふれあい保険」で検索してください。
・「ふれあい保険」の対象とならない怪我・事故もありますので、個別の保険に加入することも検討してください。

３．団体登録後の登録内容の変更について

・代表者又は名簿の変更があった場合は、「市川市運動場等使用団体登録申請書（様式第１号）」を生涯学習振興課に提出してください。
・新年度に入ってから、小中学生の参加者が増えたこと等により新たに照明料・空調料の免除適用団体となることを希望する場合は、令和９年５月 10 日（月）までに「市川市運動場等使用団体登録申請書（様式第１号）」を提出してください（上記期日以降に提出された場合、原則として免除の適用変更はできません）。